

議案第六十八号

杉並区プールの衛生管理等に関する条例等の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十九年十一月二十七日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区プールの衛生管理等に関する条例等の一部を改正する条例

第一条 杉並区プールの衛生管理等に関する条例（昭和五十年杉並区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条」を「第三十四条」に改める。

第二条 杉並区立学校設置条例（昭和三十五年杉並区条例第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園」を「幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校」に改める。

別表四の項を削り、同表三の項を同表四の項とし、同表二の項を同表三の項とし、同表一の項を同表二の項とし、同表に一の項として次のように加える。

一 幼稚園

名称

位置

杉並区立下高井戸幼稚園	杉並区下高井戸四丁目三八番一五号
杉並区立高円寺北幼稚園	杉並区高円寺北二丁目一四番一三号
杉並区立成田西幼稚園	杉並区成田西一丁目二八番六号
杉並区立高井戸西幼稚園	杉並区高井戸西三丁目一五番四号
杉並区立堀ノ内幼稚園	杉並区堀ノ内一丁目九番二六号
杉並区立西荻北幼稚園	杉並区西荻北一丁目一九番二二号

第三条 杉並区奨学資金に関する条例（昭和三十四年杉並区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十二条の三」を「第二百二十五条」に、「者」を「もの」に改める。

附 則

1 この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

2 杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例（平成十九年杉並区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表一の項の改正規定中「別表一の項」を「別表二の項」に改める。

3 杉並区立済美教育センター条例（昭和三十九年杉並区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園」を「幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校」に改める。

（提案理由）

学校教育法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区プールの衛生管理等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第一条による改正（杉並区プールの衛生管理等に関する条例の一部改正）

新 条 例
旧 条 例

（許可等）

第三条 プールを経営しようとする者は、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならぬ。ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条に規定する各種学校において専ら当該学校の幼児、児童、生徒又は学生を対象とするプール（以下「学校プール」という。）を営もうとする者は、この限りでない。

2
3
4 略

（許可等）

第三条 プールを経営しようとする者は、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならぬ。ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校又は同法第八十三条に規定する各種学校において専ら当該学校の幼児、児童、生徒又は学生を対象とするプール（以下「学校プール」という。）を営もうとする者は、この限りでない。

2
3
4 略

第二条による改正（杉並区立学校設置条例の一部改正）

新 条 例
旧 条 例

<p>杉並区に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校を別表のとおり設置する。</p>	<p>杉並区に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園を別表のとおり設置する。</p>
<p>第三条による改正（杉並区奨学資金に関する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p>	<p>旧 条 例</p>
<p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）若しくは高等専門学校又は同法第二百二十四条に規定する専修学校のうち同法第二百二十五条に規定する高等課程に入学の許可を受け、又は在学し、向学心がある区民で経済的理由により修学の困難なものに対し、修学上必要な学資金（以下「奨学金」とい</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）若しくは高等専門学校又は同法第八十二条の二に規定する専修学校のうち同法第八十二条の三に規定する高等課程に入学の許可を受け、又は在学し、向学心がある区民で経済的理由により修学の困難な者に対し、修学上必要な学資金（以下「奨学金」とい</p>

<p>う。)を貸し付け、もつて社会のために有 為な人材を育成することを目的とする。</p>	<p>附則第三項による改正(杉並区立済美教育センター条例の一部改正)</p>	<p>う。)を貸し付け、もつて社会のために有 為な人材を育成することを目的とする。</p>
<p>新 条 例</p>	<p>旧 条 例</p>	
<p>(事業) 第二条 センターは、前条の目的を達成する ため、次の事業を行う。 一 学校(杉並区立学校設置条例(昭和三十 五年杉並区条例第一号)に規定する幼 稚園、小学校、中学校及び特別支援学校 をいう。)の経営支援及び教育に関する 調査研究に関すること。</p>	<p>(事業) 第二条 センターは、前条の目的を達成する ため、次の事業を行う。 一 学校(杉並区立学校設置条例(昭和三十 五年杉並区条例第一号)に規定する小 学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園 をいう。)の経営支援及び教育に関する 調査研究に関すること。</p>	
<p>二 五 略</p>	<p>二 五 略</p>	